

# 「鹿屋市国民健康保険事業 財政健全化基本方針」を策定

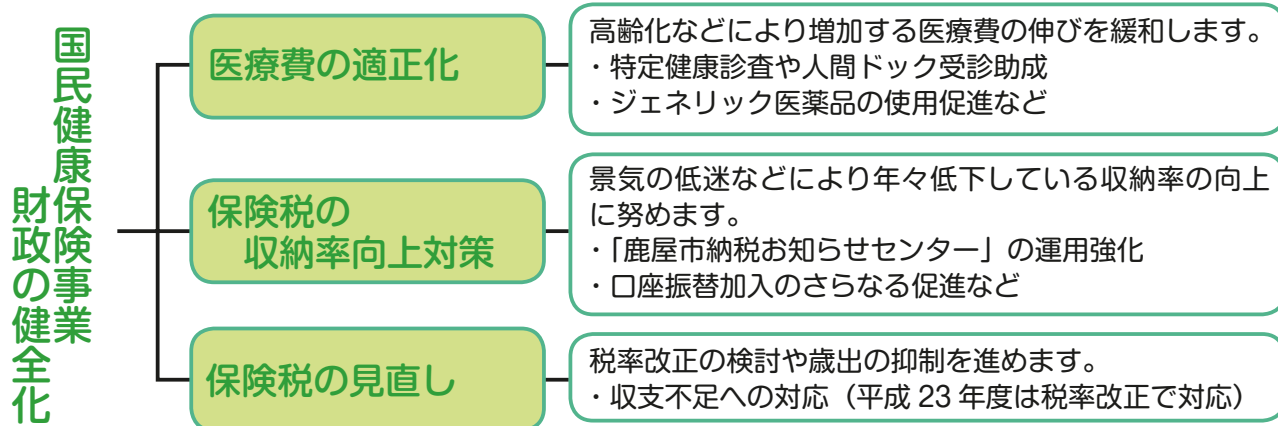
鹿屋市の国民健康保険事業特別会計は、医療費の増加や保険税の収納率低下などにより、収支不足が生じ基金の取崩しや法定外繰入金により財政収支の均衡を図ってきましたが、今後も医療費は増加していくことが推測されます。

このようなことを踏まえて、国保加入者の皆さんが安心して医療を受け、健やかに暮らせる環境を維持・確保していくため、「鹿屋市国民健康保険事業財政健全化基本方針」を策定しました。

ここでは、基本方針の一部をご紹介します。なお、全容については、市ホームページ([http://www.e-kanoya.net/htmbbox/kokuho/zk\\_hosin/all.pdf](http://www.e-kanoya.net/htmbbox/kokuho/zk_hosin/all.pdf))をご覧ください。

【問い合わせ】市健康保険課 ☎0994-31-1162

## ●基本方針の体系



## ●保険税(負担)の見直し

基本方針に基づいて、国民健康保険税率を改正しました。保険税率等の改正に当たっては、厳しい地域経済や雇用情勢等を勘案し

収支不足が見込まれる約6億円のうち約2億円の解消を目指します。

### 〈保険税率表〉

	区分	所得割	資産割	均等割	平等割
平成22年度 (改正前)	医療分	5.84%	31.00%	16,700円	16,900円
	後期高齢支援分	2.76%	8.20%	7,500円	7,100円
	介護分	1.56%	8.00%	6,400円	5,200円
	合計	10.16%	47.20%	30,600円	29,200円



	区分	所得割	資産割	均等割	平等割
平成23年度 (改正後)	医療分	7.10%	22.50%	22,900円	20,600円
	後期高齢支援分	2.74%	8.51%	8,300円	7,500円
	介護分	1.46%	4.98%	6,500円	4,100円
	合計	11.30%	35.99%	37,700円	32,200円



### 課税項目説明

- 所得割＝世帯のうち国保加入者全員の前年中の所得から基礎控除額を差引いた額に率を乗じます。
- 資産割＝世帯のうち国保加入者が所有する土地、家屋の固定資産税額(都市計画税を除く)に率を乗じます。
- 均等割＝世帯のうち国保加入者全員に課税される一人当たりの金額
- 平等割＝国保加入世帯に課税される一世帯当たりの金額

国民健康保険事業はお互いを支え助けあう制度です。  
市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。